

平成29年加茂市議会6月定例会会議録（第1号）

6月26日

議事日程第1号

平成29年6月26日（月曜日）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸報告
- 第4 常任委員及び議会運営委員の選任
- 第5 医療問題特別委員の選任
- 第6 議会改革特別委員会の廃止
- 第7 加茂市・田上町消防衛生保育組合の議会の議員の選挙
- 第8 新潟県中越福祉事務組合の議会の議員の選挙
- 第9 三条地域水道用水供給企業団の議会の議員の選挙
- 第10 さくら福祉保健事務組合の議会の議員の選挙
- 第11 新潟県後期高齢者医療広域連合の議会の議員の選挙
- 第12 第42号議案（上程即決）
- 第13 第43号議案から第49号議案まで（上程付託）
- 第14 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 議長の辞職について
- 議長の選挙
- 副議長の選挙
- 日程第4 常任委員及び議会運営委員の選任
- 日程第5 医療問題特別委員の選任
- 日程第6 議会改革特別委員会の廃止
- 地方創生特別委員会設置の動議
- 日程第7 加茂市・田上町消防衛生保育組合の議会の議員の選挙
- 日程第8 新潟県中越福祉事務組合の議会の議員の選挙
- 日程第9 三条地域水道用水供給企業団の議会の議員の選挙
- 日程第10 さくら福祉保健事務組合の議会の議員の選挙
- 日程第11 新潟県後期高齢者医療広域連合の議会の議員の選挙

日程第12 第42号議案 専決処分の承認について（平成29年度加茂市国民健康保険特別会計補正予算第1号）

日程第13 第43号議案 平成29年度加茂市一般会計補正予算（第4号）

第44号議案 新潟県加茂市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第45号議案 新潟県加茂市職員の退職手当支給に関する条例の一部改正について

第46号議案 加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

第47号議案 加茂市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について

第48号議案 市道路線の認定について

第49号議案 市道路線の変更について

日程第14 一般質問

安武 秀敏君

1. 県知事との対話について
2. 加茂駅の整備について
3. コミュニティーセンターについて

滝沢 茂秋君

1. 県の土砂災害危険箇所公表に対する今後の対応について
2. 図書館の学習室及び旧生田屋の活用に関する事柄について

○出席議員（17名）

1番	三 沢 嘉 男 君	2番	藤 田 明 美 君
3番	白 川 克 広 君	4番	佐 藤 俊 夫 君
5番	大 平 一 貴 君	6番	浅 野 一 明 君
7番	滝 沢 茂 秋 君	8番	保 坂 裕 一 君
10番	森 山 一 理 君	11番	山 田 義 栄 君
12番	中 野 元 栄 君	13番	安 田 憲 喜 君
14番	茂 岡 明与司 君	15番	樋 口 博 務 君
16番	安 武 秀 敏 君	17番	樋 口 浩 二 君
18番	関 龍 雄 君		

○欠席議員（なし）

○欠員議員（1名）

○説明のため出席した者

市 長	小 池 清 彦 君	副 市 長	吉 田 淳 二 君
顧 問	中 野 清 君	総 務 課 長	五十嵐 裕 幸 君
企画財政課長	武 内 豊 君	税 務 課 長	鶴 卷 信 二 君

農林課長	近藤直樹君	商工観光課長 教育委員会 社会教育課長	明田川太門君
市民課長	青木敏男君	健康課長	車谷憲繁君
建設課長	金子正文君	都市計画課長 水道局長 環境課長	樋口敏晴君
下水道課長	和田利政君	福祉事務所長 加茂市生涯学習センター 市民福祉交流センター 「加茂美人の湯」所長 教育委員会 庶務課長	青柳芳樹君
会計課長	井上毅君	教育長	殖栗敏夫君
教育委員会 学校教育課長	栢森耕太郎君	顧問 教育委員会 文化会館長	宇田滋君
教育委員会 公民館長	和田正利君	教育委員会 図書館長	珊瑚保君
監査委員	坂中春信君	監査委員 事務局長	吉田裕之君
農業委員会 事務局長	佐野雅好君	教育委員会 学校教育課長	吉田国義君

○職務のため出席した事務局員

事務局長	菅家裕君	係長	美原弘美君
係長	石津敏朗君	主査	吉田和実君
嘱託速記士	臼杵加奈子君		

午前9時34分 開会

○議長（山田義栄君） これより平成29年加茂市議会6月定例会を開会いたします。

午前9時34分 開議

○議長（山田義栄君） 直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山田義栄君） これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、14番、茂岡明与司君、15番、樋口博務君、16番、安武秀敏君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（山田義栄君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会における今期定例会の運営について、審査の結果を委員長より報告を求めます。

〔議会運営委員長 樋口博務君 登壇〕

○議会運営委員長（樋口博務君） おはようございます。ただいまから議会運営委員会の結果を報告いたします。

本日から6月定例会が開催されますので、去る6月19日に議会運営委員会を開催いたしました結果、次のとおり決定いたしましたので、皆様方の御賛同をお願いいたします。

会期は、本日から7月6日までの11日間といたすことになった次第であります。今回提出されました一般質問の通告は7名であります。議事の運営につきましては、皆様方のお手元に配付してあります順序によって行うこととし、本会議は本日26日、27日及び7月6日に開催し、本日は日程第3、諸報告の後、休憩中に申し合わせにより議長及び副議長から辞職願が提出される予定になっておりますので、これを日程に追加して御審議をお願いし、辞職が許可になったときは、正副議長の選挙を行い、次いで常任委員などの議会の人事構成を行い、専決処分の承認についての議案1件の即決をお願いすることになりました。28日に連合審査会、29日から休日を除く7月4日までの間に各委員会の開催をお願いし、付託議案の審査を行っていただくことになりました。最終日の7月6日は、各委員長の報告を行い、これを決定していただき、また会期中に議員発案等が提出された場合は、最終日の日程に組み、これらの即決をお願いし、6月定例会を終了することになりました。

以上をもちまして議会運営委員会の結果報告を終わります。

○議長（山田義栄君） お諮りいたします。

今期定例会の会期については、議会運営委員長報告のとおり、本日から7月6日までの11日間としたいと思っております。なお、議事の運営につきましては、議会運営委員長報告のとおり取り計りたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義栄君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から7月6日までの11日間と決定いたしました。

なお、議事の運営につきましては、お諮りのとおり決しました。

市長の挨拶

○議長（山田義栄君） 次に、市長より招集の挨拶があります。

〔市長 小池清彦君 登壇〕

○市長（小池清彦君） おはようございます。御来駕を賜りまして、本当にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。本議会におきましても、この議会があるたびに加茂の市政が前へ前へと前進してきているわけですが、本議会につきましても、また加茂の市政を前進させてくださいますようよろしくお願い申し上げます。

本議会には、主な議案といたしまして、美人の湯の無料券をちょうど美人の湯が開かれてから15年目になりますので、15年目を記念いたしまして、市民の皆様方一人に1枚ずつ差し上げてはどうかというものがございます。それから、勤労者体育センターにエアコンを入れることになったわけですが、あそこが入れるとすればプロパンなものですから、そうしますとプロパンのエアコンと都市ガスのエアコンでは経費が物すごく違うものがございますので、北陸ガスさんのほうにお願い申し上げ

ましたところ、社長さんも快く応じてくださいます、じゃそこまで八幡まで来ているガスを引いてさしあげようということになりまして、その経費を上程させていただいております。勤体を入れますと、今までプロパンだった体操トレーニングセンターも都市ガスにできますし、それから勤労青少年ホームも都市ガスにできますので、一応3カ所できますので、大変よろしいのではないかと、そういうことで御提案申し上げた次第でございます。

それから、前回否決されたのですけれども、監査委員の報酬の件でございますが、前回は議会からおいでになっておられる監査委員の分も上げるということについて、御異論が多かったように思われましたので、それでは識見の監査委員さんの分だけ報酬を上げさせていただいてはいかがでございましょうかという御提案を申し上げておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

また、本議会も大変お世話さまになります。よろしく御指導くださいますようお願い申し上げます。よろしくようお願い申し上げます。

日程第3 諸報告

○議長（山田義栄君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

報告第6号、損害賠償額の決定及び和解についての専決処分報告について、報告第7号、繰越明許費繰越、事故繰越の報告について、報告第8号、県央土地開発公社経営状況の報告について、それぞれ市長から報告がありました。その写しをお手元に配付してありますので、御了承ください。

次に、報告第9号、監査委員から平成29年2月分、3月分、4月分の例月現金出納検査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付してありますので、御了承ください。

次に、報告第10号、3月定例会以降の議長会の状況について、その概要を別紙のとおりお手元に配付してありますので、あわせて御了承ください。

暫時休憩いたします。

午前9時44分 休憩

午前9時47分 開議

○副議長（森山一理君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議長の辞職について

○副議長（森山一理君） 休憩中に、議長の山田義栄君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（森山一理君） 御異議なしと認めます。よって、この際、議長の辞職についてを日程に追加し、議題といたします。

議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、山田義栄君の退席を求めます。

〔11番 山田義栄君 退場〕

○副議長（森山一理君） まず、その辞職願を局長に朗読いたさせます。

〔事務局長 朗読〕

平成29年6月26日

加茂市議会副議長 森山一理様

加茂市議会議長 山田義栄

辞 職 願

このたび、申し合わせにより、議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

○副議長（森山一理君） ただいま朗読のとおりであります。

お諮りいたします。山田義栄君の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（森山一理君） 御異議なしと認めます。よって、山田義栄君の議長の辞職を許可することに決しました。

山田義栄君の入場を求めます。

〔11番 山田義栄君 入場〕

議長の選挙

○副議長（森山一理君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（森山一理君） 御異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（森山一理君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（森山一理君） 御異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決しました。

加茂市議会の議長に森山一理を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長において指名いたしました森山一理を加茂市議会の議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（森山一理君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました私、森山一理が加茂市議会の議長に当選いたしました。

ただいま報告のとおりであります。

一言御挨拶を申し上げます。本来ならば演壇で御挨拶を申し上げるべきところではありますが、私がそちらへ移動しますと、議長席が空席になりますので、本席から御挨拶をさせていただきます。

このたびは、議員各位の御推挙を賜り、伝統ある加茂市議会第25代の議長に就任させていただきました。身に余る光栄でありますとともに、その責務の重大さを痛感いたしております。もとより浅学非才ではありますが、加茂市発展のため市民の代表としての責任を強く自覚し、議員各位が市民皆様の思いをしっかりと受けとめ、その負託に応え、力を発揮できますように公平にしてかつ公正に信義に満ちた議会運営に努めてまいります。議員各位並びに小池市長を初め、市当局の皆様のお指導、御鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。就任の挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

副議長の選挙

○議長（森山一理君） ただいまの選挙の結果、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 御異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

加茂市議会の副議長に中野元栄君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました中野元栄君を加茂市議会の副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました中野元栄君が加茂市議会の副議長に当選されました。

ただいま当選されました中野元栄君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

○議長（森山一理君） 副議長に当選されました中野元栄君の挨拶があります。

〔12番 中野元栄君 登壇〕

○12番（中野元栄君） おはようございます。皆様方の御推挙により副議長をさせていただくことになりました中野元栄です。もとより浅学非才な私でございますが、森山議長のもと、微力ではありますが、公平、公正な議会運営に努めてまいりたいと思いますので、議員各位並びに小池市長を初めとする市当局の皆様のお指導、御鞭撻をよろしく願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

日程第4 常任委員及び議会運営委員の選任

○議長（森山一理君） 次に、日程第4、常任委員及び議会運営委員の選任を行います。

常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、総務文教常任委員に

佐藤俊夫君	浅野一明君
山田義栄君	樋口博務君
安武秀敏君	樋口浩二君

の以上6名を、

産業建設常任委員に

白川克広君	滝沢茂秋君
保坂裕一君	中野元栄君
安田憲喜君	

の以上5名を、

社会厚生常任委員に

三沢嘉男君	藤田明美君
大平一貴君	森山一理
茂岡明与司君	関龍雄君

の以上6名を、

議会運営委員に

藤田明美君	白川克広君
佐藤俊夫君	大平一貴君
樋口博務君	樋口浩二君

の以上6名をそれぞれ指名いたします。

10時30分まで休憩いたします。

午前 9時56分 休憩

午前10時30分 開議

○議長（森山一理君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

この際、報告いたします。休憩中に各常任委員会及び議会運営委員会が開催され、

総務文教常任委員長に 浅野一明君 副委員長に 安武秀敏君
産業建設常任委員長に 白川克広君 副委員長に 滝沢茂秋君
社会厚生常任委員長に 大平一貴君 副委員長に 三沢嘉男君
議会運営委員長に 樋口博務君 副委員長に 佐藤俊夫君
がそれぞれ互選されました。

日程第5 医療問題特別委員の選任

○議長（森山一理君） 次に、日程第5、医療問題特別委員の選任を行います。

去る5月31日、医療問題特別委員全員から特別委員の辞任願が提出され、委員会条例第14条の規定により、同日付で許可されました。

ただいま医療問題特別委員が欠員となっております。

医療問題特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、

佐藤俊夫君	浅野一明君
山田義栄君	安田憲喜君
安武秀敏君	樋口浩二君

の以上6名を指名いたします。

日程第6 議会改革特別委員会の廃止

○議長（森山一理君） 次に、日程第6、議会改革特別委員会の廃止についてを議題といたします。

配付しております文面のとおり、議会改革特別委員会を廃止することにいたしたいと思っております。

お諮りいたします。議会改革特別委員会を廃止することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 御異議なしと認めます。よって、議会改革特別委員会を廃止することに決しました。

10時50分まで休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時50分 開議

○議長（森山一理君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

この際、報告いたします。休憩中に医療問題特別委員会が開催され、委員長に樋口浩二君、副委員長に浅野一明君がそれぞれ互選されました。

地方創生特別委員会設置の動議

○議長（森山一理君） また、休憩中に山田義栄君からお手元に配付のとおり地方創生特別委員会設置についての動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。この際、本動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 御異議なしと認めます。

よって、この際本動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

本動議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

11番、山田義栄君。

〔11番 山田義栄君 登壇〕

○11番（山田義栄君） ただいま議題となりました地方創生特別委員会設置の動議につきまして、御説明を申し上げます。

各派交渉会におきまして、地方の活性化を主題とし、地方創生特別委員会を設置して調査研究を行うことで意見が一致をいたしました。本動議の提出者は私山田義栄、賛成者は大平一貴議員、保坂裕一議員、樋口博務議員、樋口浩二議員の皆様であります。

以下、案文を朗読して提案理由とさせていただきます。

加茂市議会に次の特別委員会を設置する。

記

1. 名 称 地方創生特別委員会
2. 委員の定数 6名
3. 設置の目的 地方創生に関する事項の調査研究
4. 審査期間 本特別委員会は、議会の閉会中も必要な調査研究を行うことができるものとし、議会において目的終了を議決するまで継続して審査することができるものとする。

以上であります。皆様方全員の御賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（森山一理君） 提出者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本動議を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 御異議なしと認めます。よって、地方創生特別委員会は設置することに決しました。

ただいま設置されました地方創生特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規

定により、議長において

三 沢 嘉 男 君	藤 田 明 美 君
白 川 克 広 君	大 平 一 貴 君
滝 沢 茂 秋 君	茂 岡 明 与 司 君

の以上 6 名を指名いたします。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 53 分 休憩

午前 10 時 57 分 開議

○議長（森山一理君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

この際、報告いたします。休憩中に地方創生特別委員会が開催され、委員長に大平一貴君、副委員長に藤田明美君がそれぞれ互選されました。

日程第 7 加茂市・田上町消防衛生保育組合の議会の議員の選挙

○議長（森山一理君） 次に、日程第 7、加茂市・田上町消防衛生保育組合の議会の議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

加茂市・田上町消防衛生保育組合の議会の議員に三沢嘉男君、白川克広君、佐藤俊夫君、大平一貴君、滝沢茂秋君、山田義栄君、樋口博務君、樋口浩二君、関龍雄君の以上 9 名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました 9 名の諸君を加茂市・田上町消防衛生保育組合の議会の議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました 9 名の諸君が加茂市・田上町消防衛生保育組合の議会の議員に当選されました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定による告知をいたします。

日程第 8 新潟県中越福祉事務組合の議会の議員の選挙

○議長（森山一理君） 次に、日程第 8、新潟県中越福祉事務組合の議会の議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選に

よりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。新潟県中越福祉事務組合の議会の議員に滝沢茂秋君を指名いたします。お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました滝沢茂秋君を新潟県中越福祉事務組合の議会の議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました滝沢茂秋君が新潟県中越福祉事務組合の議会の議員に当選されました。ただいま当選されました滝沢茂秋君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

日程第9 三条地域水道用水供給企業団の議会の議員の選挙

○議長（森山一理君） 次に、日程第9、三条地域水道用水供給企業団の議会の議員の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。三条地域水道用水供給企業団の議会の議員に三沢嘉男君、藤田明美君、佐藤俊夫君、茂岡明与司君の以上4名を指名いたします。お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4名の諸君を三条地域水道用水供給企業団の議会の議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名の諸君が三条地域水道用水供給企業団の議会の議員に当選されました。ただいま当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

日程第10 さくら福祉保健事務組合の議会の議員の選挙

○議長（森山一理君） 次に、日程第10、さくら福祉保健事務組合の議会の議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

さくら福祉保健事務組合の議会の議員に白川克広君、中野元栄君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました両君をさくら福祉保健事務組合の議会の議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました両君がさくら福祉保健事務組合の議会の議員に当選されました。

ただいま当選されました両君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

日程第11 新潟県後期高齢者医療広域連合の議会の議員の選挙

○議長（森山一理君） 次に、日程第11、新潟県後期高齢者医療広域連合の議会の議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

新潟県後期高齢者医療広域連合の議会の議員に浅野一明君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました浅野一明君を新潟県後期高齢者医療広域連合の議会の議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました浅野一明君が新潟県後期高齢者医療広域連合の議会の議員に当選されました。

ただいま当選されました浅野一明君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

日程第12 第42号議案

○議長（森山一理君） 次に、日程第12、第42号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

〔市長 小池清彦君 登壇〕

○市長（小池清彦君） ただいま上程になりました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第42号議案は、平成29年度国民健康保険特別会計補正予算の専決処分について御承認をお願いするものであります。この補正予算は、平成28年度国民健康保険特別会計の決算見込みで、歳入が歳出に不足することから、平成29年度の歳入を繰り上げてこれに充てることとし、5月31日付で専決処分いたしましたものであります。

歳出の内容といたしましては、前年度繰上充用金2億3,537万9,000円で、これに充てる財源として、普通調整交付金2億3,537万9,000円を増額して措置したものであります。この結果、予算の総額は36億7,797万1,000円となりました。

以上、提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議の上、全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森山一理君） 当局の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第42号議案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 御異議なしと認めます。よって、第42号議案については委員会への付託を省略することに決しました。

暫時休憩をいたします。

午前11時08分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（森山一理君） 休憩前に引き続き会議を開きます

ただいま議題となっております第42号議案について、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより第42号議案専決処分の承認についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しました。

日程第 1 3 第 4 3 号議案から第 4 9 号議案まで

○議長（森山一理君） 次に、日程第 1 3、第 4 3 号議案から第 4 9 号議案までを一括議題といたします。当局の説明を求めます。

〔市長 小池清彦君 登壇〕

○市長（小池清彦君） ただいま上程になりました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第 4 3 号議案は、平成 2 9 年度一般会計補正予算であります。この補正予算は、総額 8, 2 2 9 万 9, 0 0 0 円の増額であります。歳出の主な内容といたしましては、勤労者体育センター等都市ガス導入経費 3, 9 5 3 万円などを増額するものであります。これに充てる財源として、繰越金 7, 2 9 7 万 4, 0 0 0 円などを増額して措置するものであります。この結果、予算の総額は 1 4 0 億 2, 2 5 9 万 9, 0 0 0 円となります。

第 4 4 号議案は、新潟県加茂市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。これは、監査委員の職務を考慮し、識見監査委員の月額報酬を現在の 5 万 8, 0 0 0 円から 9 万 9, 0 0 0 円に増額したいというものであります。

第 4 5 号議案は、新潟県加茂市職員の退職手当支給に関する条例の一部改正についてであります。これは、雇用保険法の改正により、災害により離職した者等に対する失業給付が拡充されたこと及び民間の職業紹介事業者等の紹介による就職者も移転費の支給対象に追加されたことに伴い、条例中の失業者の退職手当に関する規定について、所要の改正をいたしたいというものであります。

第 4 6 号議案は、加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。これは、児童福祉法の改正により、養子縁組里親が法定化されたことにより、所要の改正を行いたいというものであります。また、育児休業期間の再度の延長等ができる条例で定める特別の事情の中に、人事院規則に準じて待機児童についての規定を追加したいというものであります。

第 4 7 号議案は、加茂市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正についてであります。これは、新潟県の重度心身障害者医療費助成事業において、県が 9 月から対象を拡大することとしたため、これにあわせて条例を改正したいというものであります。

第 4 8 号議案は、道路法に基づく市道路線の認定についてであります。これは、民間宅造で設置された道路を市で管理してもらいたいとの地元要望により、認定をお願いするものであります。

第 4 9 号議案は、道路法に基づく市道路線の変更についてであります。これは、須田の広域農道を市道として管理するため、東芝横線の起点を変更したいというものであります。

以上、提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議の上、全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森山一理君） ただいま議題となっております第 4 3 号議案から第 4 9 号議案までは、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

資料配付のため、暫時休憩いたします。

午後 1 時 0 5 分 休憩

午後 1 時 0 8 分 開議

○議長（森山一理君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第 1 4 一般質問

○議長（森山一理君） 次に、日程第 1 4、一般質問を行います。

通告順により質問を許します。

質問の要旨を順次局長に朗読いたさせます。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（森山一理君） 1 6 番、安武秀敏君。

〔1 6 番 安武秀敏君 登壇〕

○1 6 番（安武秀敏君） 皆さん、こんにちは。Y O 1 9 9 8 の安武秀敏でございます。久しぶりにトップバッターで 3 点質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、県知事との対話についてということで質問いたします。昨年 10 月に米山県政が船出をしてから 8 カ月が過ぎました。米山県知事は、公約実現のため今年度から向こう 8 年間の新総合計画を策定しつつあります。県議会では定例会ごと、また市町村にも意見を聞き、早ければ 12 月定例会までに取りまとめたいと考えております。加茂市議会の医療問題特別委員会や市民団体が米山県知事に面会し、加茂病院改築事業等について要望書を提出しました。加茂市には、県に対する要望は加茂病院だけでなく、国道 403 号線北バイパス、人口減少対策、農業問題等々山積しています。米山県知事は、対話型県政の推進を公約しておりますが、知事と加茂市長の対話はされたのでしょうか、お伺いいたします。

次に、加茂駅の整備についてお尋ねします。昨年 12 月定例会で加茂駅にエレベーターの設置を提案しましたが、かなりの反響がありました。エレベーターの設置は、高齢者ばかりでなく、優先座席に座る人たち、ベビーカーや手押し車の人、足を負傷した若者等々も必要であります。エレベーター及び跨線橋の位置を下条寄りの駐輪場のところに設置すれば、地下道問題はありません。東西の駐輪場の路面から段差なしでエレベーターに乗降できるようにするのが本当のバリアフリーであります。矢代田駅は、橋上駅となりました。矢代田駅は、特急は停車しませんが、加茂駅は JR の利用者も多く、特急が停車する駅であります。財政上大変でしょうが、加茂駅にエレベーターの設置を再び提案しますが、いかがでしょうか。

次に、コミュニティセンターについてお尋ねします。昨年 3 月、赤谷公園に北コミュニティセンター（以下コミセン）の建設構想の発表がありました。今年度予算に 9,100 万円が計上され、年度内に建設されることになりました。地元では、建設予定地にある公園がなくなるため、子供の遊び場がなくなる、育成会が 40 年前に植えた桜の木を残してほしいとコミセン反対の声が上がりました。地元への説明はいかがでしょうか。詳細設計もできたことと思います。工程表はいかがでしょうか。平成 28 年度のコミセンの決算はいかがでしょうか。下条、七谷、須田、中央、上条、上町各コミセンの入館者、浴場利用者、管理運営費、財源についてお聞かせください。参考までに老人福祉センター「ゆき

つばき荘」についてもお願いいたします。

西加茂にはコミセンがありません。西加茂及び西小地区にコミセン開設を望む声が多くあります。用地は多くあります。新規に建設が困難であれば、西加茂集会所、旧法務局に浴場を増築するとか、ゆきつばき荘に交流のための部屋を増築してはいかがでしょうか。

以上であります。再質問は自席でしますので、よろしくお願いいたします。

○市長（小池清彦君） 御答弁申し上げます。座って失礼させていただきます。

まず、米山知事との対話についてであります。去る平成29年4月19日、この間ですが、4月19日午後3時半から約2時間米山知事と県内全市町村長との意見交換会が開かれました。そこで知事は、市町村長の意見をよく聞きながら、県政を進めていきたいという趣旨の発言をされ、その後市町村長との話し合いに入りました。ちょっと最初に立つ人がいなかったものですから、最初に私が発言をいたしまして、県立加茂病院の建てかえに関連する産科の個室の建設と病児保育園への支援その他の前知事と加茂市長との約束は、実行していただきたいと述べまして、それに対して米山知事は、前知事の約束は実行するとおっしゃいました。私が発言いたしましたら、その後それに続いて田上町長さんが発言をされて、やはりよろしく頼むという発言をされて、米山知事は前知事の約束は実行するとおっしゃいました。

2番目ですが、次に平成29年4月21日、その翌々日ですが、12時30分ごろ私は星野伊佐夫県議会議員先生と一緒に米山知事を訪ね、加茂病院の産科個室建設と病児保育園への支援その他の前知事の加茂市長との約束をしっかりと実行されるよう要望いたしました。星野先生も一緒に行ってくださいまして、必ずやってくれということをおっしゃいました。これに対して知事は、約束は実行すると答えられました。その席には、岡新病院局長も同席いたしました。終わってから出てきたら、そこにまた岡新病院局長も一緒に出てこられたのですが、また星野先生から病院局長にくれぐれもよろしく頼むよというようなことを言っておられました。

3ですが、3度目にお目にかかったのは、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の基礎調査結果を県が一方的に平成29年5月25日に公表すると伝えてきたのに対し、3日前の5月22日の12時から知事にお目にかかって抗議したときであります。泉田前知事は、基礎調査の結果は必ず関係市町村長の同意を得てから公表するように指示され、そのときは加茂市が1カ所ずつ点検した結果、急傾斜地56カ所のうち21カ所を県が修正した上で公表したのであります。だから、泉田さんは実にしっかりしていたのです。何か泉田さんの任期が終わるころに一部の市町村長が弾劾文書をつくって、泉田知事は市町村長の意見を聞かないなどと言いましたけど、それは違います。基礎調査結果は、市町村長の同意を得てから公表せよと、ちゃんとおっしゃっていましたから、そういうふうにして県政を推進しておられたのです。それをあんな文書が出てきたわけでありまして、だから、泉田さんのときは、56カ所のうち加茂市も見て21カ所これはおかしいと、それで県もそのとおりだということで、21カ所県が修正した上で公表したのであります。実にあるべき姿だったのであります。これが急傾斜地のほうです。全部で86カ所のうち急傾斜地56カ所の分を公表したわけでありまして、

もう一つの土石流30カ所については、手がつけられない状態でございまして、それぞれの広さが余りにも広く、荒唐無稽と言ってよいものであります。そもそも県の調査は、コンサルタントがやったものでしたので、県は土石流30カ所については、全て県が検討し直し、その結果を加茂市に伝えて、

その後で県と加茂市が協議することにしたのであります。しかるに、県は知事がかわった途端に、その約束を破り、30カ所の県の当初案をたった4カ所修正しただけで、その修正も十分な修正ではありませんでしたけれども、4カ所修正しただけで加茂市長の同意なしに一方的に公表したのであります。そして、このたび新たに加茂市に伝えてきたさらにプラスするもので、これまでの86カ所は、割合住宅のあるところ、住宅が割合密集しているところの分なのです。今度は、それ以外の分、それについて220カ所も出してきて、この中身は急傾斜地が109カ所、土石流が107カ所、地すべりが4カ所ありますが、これを出してきて、これについては加茂市長の同意なしに一方的に公表したのであります。特に土石流の分が荒唐無稽に近いことは、これを公表されたのを見た現実はその土石流はここまで来るよという範囲を示された加茂市民の皆様方は、あっけにとられているわけであります。何で土石流が自分のところのうちまで来るのだと、皆さんそうおっしゃっておるのであります。それを公表しちゃったのです。

そこで、私は米山知事にお会いして、前泉田知事は市町村長の同意を得てから公表することにされ、米山知事あなたは市町村長の意見をよく聞いて県政をやると、そういうふうに言うておきながら、早速その公約を破るとは何事かと抗議いたしました。これに対し米山知事は、1つ、基礎調査の結果の公表については土砂災害防止法、すなわち法律上市町村長の同意は必要ない。確かに法律上は必要ないのですが、泉田さんはこの段階から市町村長とよく相談してやると、そう言うておられたわけであります。2番、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域を今度は指定するときは、市町村長の意見を聞くことになっているが、これは同意ではない。単に意見を聞くだけだ、同意ではない、そんなことまで言うのです。そして、3番目、出水期が迫っているとのまことに法匪的、法匪的というのは法の匪賊、法を殊さらに狭く解釈して、人民を痛めつけるのがこの法匪というのです。まことに法匪的、非民主的、独裁的なお答えでありました。そこで、私は知事さんが職権を強行して公表されるのであれば、加茂市は前回同様1カ所ずつ点検して妥当でないところは指摘します。その結果、妥当でないところが出たら、そこは調査結果を修正されますかと尋ねました。これに対し知事さんは、そのときは修正しますとお答えになりました。この辺割合あっさり割り切ってもいるのです。

なお、県が公表した5月25日に私は先般皆様に差し上げた談話（103頁参照）を公表したところであり、先般差し上げたものは、きょうも冒頭に差し上げてあります。今議会では、安武議員以外にもこの件について御質問になっておられる方がおられますので、先般の資料をあらかじめ議会の質問の時間の冒頭に差し上げた次第であります。

この談話は、新潟県選出の国会議員全員、米山知事を初め、副知事、関係県の部課長、新潟県議会議員全員、県内市町村長、加茂市議会議員の皆様全員、加茂市監査委員に送付いたしました。市町村長の中には、早速私に全くあなたの言うとおりと、ひどいものだと言っている人がおりました。

これまでの結果は、以上のとおりであります。以上の結果から見た米山知事さんに対する評価は、いろいろありましようが、一番大切なことは私が誠心誠意知事さんに接し、知事さんのお立場もよく考えてさしあげて、加茂市民と新潟県民お一人お一人の幸せのために全力を尽くすということであろうと考えております。

次に、加茂駅の整備についてであります。加茂駅のエレベーター設置につきましては、平成20年5月にJR東日本新潟支社から提案がありました。2案示したのです。その提案は、いずれも東口から下

りホームへのアクセスを考えた案である。すなわち東口正面口から上がって、下り線ホーム、反対側の新潟のほうへ行くホームへのアクセスを考えた案でありました。第1案として、既設の地下道、今の地下道を利用して上り線と下り線のホームにエレベーターを1基ずつ設置する案がありまして、これが第1案、内容は上り線側の階段を半分にして、上り線というのは三条方面へ行くこっち側の階段を半分にして、そしてエレベーターを設置して、下り線側、あっち側の新潟方面側はホームの外側にエレベーターを設置することから、そういう案なのです。それで下り線側、すなわち新潟方面側の外壁をエレベーターの出入り口とし、新しいエレベーターに乗り込んで下り線のホームに出るというものであります、上ってですね。このため地下通路の一部の段差をなくするため、現在の地下道の約半分がスロープとして使用されることになり、現状の空間が大きく変わる計画案であります。すなわちエレベーターで下において地下を通ってまたエレベーターで反対側に上ると、そういう案であります。

第2案は、上り線のホームと下り線のホームにエレベーターを1基ずつ設置して、橋をかける、跨線橋をかけて渡るといふものであります。この2案が示されました。その後事業費について、JR東日本新潟支社で試算、検討したところ、今の地下道、既設の地下道を利用して設置する場合は、既設の地下道の改築が必要となり、工事中地下道を全面閉鎖しなければならない、こうなったらもう反対側に行けません。全面閉鎖しなければならない、仮設の階段や通路の設置が必要となり、仮設の跨線橋をかけなきゃならない。それで、費用が高くなること、またエレベーターを設置する場所の通路が狭くなり、完成後通路に十分な幅員がとれなくなることなどから、したがってこれはだめだと、地下通路を通るのは、これは、もうJRのほうからこれは諦めますと、そこで跨線橋のほうをどうですと、こういうことなのです。上り線、下り線の各ホームにエレベーターを設置して、跨線橋を渡す方法が最も安価で問題も少なくこれを推奨したいとのことでありました。それでもその費用は約3億7,600万円ほどかかるとのことでありました。これを今の決まりですと、国土交通省の補助制度を利用しますと、国、JR東日本、加茂市でおのおの3分の1ずつ負担することになります。加茂市の負担分の約1億2,500万円は、起債対象にもならず、全て単独費となるのであります。

これについては補助がないのです。だから、加茂市が丸々1億2,500万円を起債もできない、一発で払わざるを得ないということなのです。1億2,500万円を一発で払う。全て単独費となるのであります。ただし、この金額は平成20年度当時の試算でありまして、JR東日本に現在の工事費はどのくらいになるのかを再確認したところ、増加することは間違いないが、幾らになるかは詳細設計をしないと答えられないとのことでありました。そのため加茂市の負担額は間違いなく増加いたします。

ところが、このいずれの提案も駅前側の正面側の東口から各ホームへのアクセスのみを考えただけのものでありまして、西加茂側の西口からのアクセスを全く考えない案であります。事業費約1億2,500万円以上も加茂市が負担しても、それを負担しても、西口からのアクセスができない案なのです。西口からのアクセスができないのであれば、西口を利用される皆様から叱られてしまいます。叱られてしまいますどころの騒ぎじゃないです。このため市が実施するならば、JRの第2案の跨線橋をかける案、こっちでいくしかありませんが、これを拡大して、しっかりとした案にしなければならない。どうするかというと、下りホームすなわち新潟方面へ行くホーム、西口側のホームに設置するエレベーターをホームの高さからさらに下の西口の改札口の高さまで下げて、出入りできるようにする必要があります。しかし、西口の駅舎からホームまで約3メートルの高低差、3メートル高いのです、ホームが

西口の駅舎の地面よりも3メートル高い。そこで、エレベーターをホームの外側に設置して、西口から段差なく乗降できるようにしなければならない。そこで、西口の改札を通過した後、水平に下りホームの外側まで行って、エレベーターに乗ると。そして、下りホームへはエレベーターが2階で下りホームでおりると。そして、さらに反対側のホームへ行きたい人は、すなわち上りホームへ行く人は、さらにエレベーターで3階まで乗って、3階が跨線橋になると、こういうことなのです。乗って跨線橋の通路を渡ることになります。だから、西口は出入り口が3つ、1階、2階、3階とできることになります。

また、西口と下りホームの間は通路を新設し、屋根で覆うことになります。エレベーターを外側に延長する工事費と西口駅舎から水平に通路を新設する工事費、すなわち地面を掘っていくわけです。この工事費は、概算で約1億円くらいの費用が必要となるものと思われます。この西口にかかる費用については、JRは全く経費を出してくれないとのことであります。したがって、丸々加茂市負担になります。この1億に先ほどの加茂市の負担金1億2,500万円以上、これを足すことになります。これが必要となり、合わせて約2億2,500万円以上の加茂市の負担が生ずる。これに対しては補助もなければ、起債もない、一発で払わなきゃならん、こういうことになります。

このように加茂駅にエレベーターを設置するためには、多額の費用とさまざまな検討が必要であると考えています。今後急がなければならない第四平成園の建設、小中学校の耐震化など多くの事業があります。エレベーターの設置についても念頭に入れて優先順位をよく考え、加茂市の財政状況を見きわめながら対応していかなければならないものと考えております。この件につきましては、私は加茂駅にエレベーターを設置するという事は、絶対必要なことである、そのように思っております。できるだけ早くつけるにこしたことはない、そういうふうにも思っております。しかしながら、先立つものが必要ですから、十分な金を用意した上で着手しなければならんということになります。そうしますと、特に第四平成園は、できるだけ早くつくらないと、もうどんどん高齢者がふえてきますので、どうしても第三平成園をもうちょっと大きくしたぐらいの規模の第四平成園を至急つくらなきゃいけないのです。第四平成園をつくってしまえば、それ以上必要な人がふえるということはないと思っておりますが、第四平成園だけは急いでつくらなきゃいけない。つくるとすると、25億から30億の金が必要になります。これをやりながら加茂駅のエレベーターもつくっていかなければならない、そんなふうにも思っておりますので、加茂駅のエレベーターについては、早くつくる必要があるとは思いますが、第四平成園との絡みもあって、金を蓄えながらつくっていくということになると思います。

一方において、市議会の諸先生からしょっちゅう指摘を受けるのが小中学校の耐震化、これも急げということになりますが、この小中学校の耐震化というものは、これまた物すごい金がかかる、恐らく第四平成園に匹敵する金がかかると思います。これも適宜やっていかなければならんということになります。そういう中で、加茂駅のエレベーターをつくっていかなければならない、そういうことであります。

次に、コミュニティセンターについてであります。赤谷公園に建設する北コミュニティセンターの整備事業は、現在実施いたしております都市再生整備計画事業、これが昔のまちづくり交付金事業ですが、この都市再生整備計画事業で、事業期間平成26年度から平成30年度までの5カ年の事業のその中で実施するものであります。平成29年度の北コミュニティセンター建設事業費は、建物、それから外構工事、それから駐車場整備費及び遊具移設費などで9,100万円が予算化されているところであります。現在設計を進めております北コミュニティセンターの建物規模は、和室、畳敷き40畳の和室が2

室、それに玄関があり、管理人室があり、給湯室があり、トイレがあり、収納庫があり、廊下がある。これなどで合わせて 202.89 平方メートル、坪で言うと 61.4 坪くらいの見込みであります。また、建物の外側から利用する公衆トイレは、そこに建物の外側に公衆トイレをもう一つつけることになります。この公衆トイレが 14.9 平方メートル、約 4.5 坪であります。これを合わせますと、合計 217.79 平方メートル、65.9 坪の建物と、そして身障者用駐車スペース 1 台分を一番上段に配置するものであります。遊具のある公園、中段に遊具があるのです。この中段については、遊具を周辺に移設してスロープを設け、3 台程度の駐車場を配置し、公園の下段には将来浴場を建設してもよいのではないかと考えておるところであります。この北コミュニティセンターの建設設計においては、桜の木をできるだけ切らずに、遊具、スロープ、駐車場の配置を考え、計画をまとめているところであります。現在のところ桜の木 24 本中の 4 本を切らせていただく、桜の木 24 本の中で 4 本は切らせていただくを得ない。それから、松、ツバキ等が 8 本あるのですが、松、ツバキ等 8 本中 4 本を伐採する計画であります。

中段の遊具は、2 連ブランコ、それから滑り台、それから鉄棒 2 連、それから木馬シーソーを残し、車 3 台分の駐車スペースを配置いたしまして、現在製造が中止された回転ジャングルジムを撤去したいと考えているところあります。このような計画内容で、現在詳細設計を進めているところあります。これにより、地元説明会を 7 月中旬、間もなくです。7 月中旬ごろに開催して、8 月上旬ころには設計を取りまとめ、9 月上旬には建設工事を発注し、年度内平成 30 年 3 月末には完成させ、平成 30 年 4 月から供用開始をいたしたいと考えております。これを目指しておりますので、万一多少おくれるようなことがあっても勘弁していただきたいと思いますが、一応平成 30 年 4 月からの供用開始を目指していきたいと思っております。

次に、コミュニティセンターの平成 28 年度決算についてであります。これは全コミュニティセンターです。さらに、それに類似のものも含めて申し上げますが、平成 28 年度決算の数字が確定していないため、平成 27 年度決算の数字で御説明いたします。まず、各コミュニティセンターの入館者数と浴場利用者数の状況であります。下条コミュニティセンターの入館者数は 5 万 7,181 人で、うち浴場利用者数は 3 万 8,521 人、七谷コミュニティセンターでは入館者数が 4 万 3,203 人で、うち浴場利用者数は 3 万 8,296 人、須田コミュニティセンターでは入館者数は 4 万 6,195 人で、うち浴場利用者数は 4 万 1,678 人、中央コミュニティセンターでは入館者数は 6 万 1,828 人で、うち浴場利用者数は 5 万 2,125 人でありました。

次に、入浴施設のないコミュニティセンターの入館者数は、上条コミュニティセンターで 1 万 5,508 人、上町コミュニティセンターで 1 万 9,193 人でありました。これは風呂がないのですから、風呂へ入りに来る人が圧倒的に多いわけですから、この人たちが来ないわけですから、これぐらいの数になるわけであります。なお、老人福祉センター「ゆきつばき荘」そこにありますゆきつばき荘の入館者数は 2 万 1,179 人で、うち浴場利用者数は 6,057 人でありました。また、老人憩いの家「かも川荘」については、入館者数が 8,344 人で、うち浴場利用者数は 6,785 人でありました。

次に、管理運営費と財源の状況についてであります。下条コミュニティセンターでは管理運営費 2,112 万 3,051 円のうち、一般財源は 1,850 万 4,011 円、使用料収入等その他の財源は 261 万 9,040 円でありました。七谷コミュニティセンターでは、管理運営費 1,765 万 698 円

のうち、一般財源は1,465万1,421円、その他の財源は299万9,277円でありました。須田コミュニティセンターでは、管理運営費1,892万4,188円で、うち一般財源は1,504万3,224円、その他の財源は388万964円でありました。中央コミュニティセンターでは、管理運営費1,906万1,536円のうち、一般財源は1,728万3,556円、その他の財源は177万7,980円でありました。上条コミュニティセンターでは、管理運営費の662万5,264円のうち、一般財源は655万824円、その他の財源は7万4,440円でありました。上町コミュニティセンターでは、管理運営費1,292万4,590円のうち、一般財源は1,243万5,850円、その他の財源は48万8,740円でありました。

また、老人福祉センター「ゆきつばき荘」では、管理運営費1,144万3,280円で、うち一般財源は1,008万1,723円、その他の財源は136万1,557円でありました。老人憩いの家「かも川荘」では、管理運営費719万606円のうち、一般財源は706万7,983円、その他の財源は12万2,623円でありました。これらの施設を全て合わせますと、全部で入館者数が27万2,631人で、うち浴場利用者数は18万3,462人となり、管理運営費については1億1,494万3,213円、うち一般財源が1億161万8,592円、使用料収入等その他の財源が1,332万4,621円となります。

次に、西加茂及び西小学校区にはコミュニティセンターがなく、新たにコミュニティセンターを開設してはどうかとの御質問であります。西加茂地内には先ほど述べた老人福祉センター「ゆきつばき荘」があります。料金体系もコミュニティセンターと同一としており、風呂を利用される方はお一人100円、ただし幼児、70歳以上の加茂市民、障害者におかれましては無料としております。また、部屋の貸し出しについては、1階の運動場兼大集会室と2階の大広間については、1時間300円、2階の集会室については1時間200円としております。この部屋の貸し出しについても、コミュニティセンター同様個人及び公共的団体、教育委員会に登録された社会教育関係団体、コミュニティー団体、社会福祉団体、これらの団体が利用する場合は無料になっておりますので、利用する人は大体みんな無料だということでありました。老人福祉センター「ゆきつばき荘」の平成28年度の部屋の利用状況を見ますと、年間延べ428団体が935回利用されており、そのほとんどが無料貸し出しとなっております。例を挙げますと、社交ダンス、日本舞踊、フラダンスといった踊りの団体を初め、囲碁、卓球、太極拳、健康体操を行う団体などのほか、西加茂地区の自治会や育成会、地元の老人クラブといった皆様からも利用があり、地域に親しまれた施設となっております。このような利用状況から、老人福祉センター「ゆきつばき荘」は、コミュニティセンターと同様の利用がなされていると考えております。考えるも何もそういうふうになっております。

さらに、西加茂地内には大郷町区に西加茂集会所が設置されており、私が市長になりましてから設置したものでありますが、この西加茂集会所が設置されており、西加茂集会所でも地域の育成会や老人クラブ、婦人会、ほかにも生け花の会やパッチワークの会などといった趣味を目的とした会も利用されておりますし、こちらの集会場ではどなたが使われても集会場は無料となっております。そのため西加茂集会所もコミュニティセンターと同様の利用がなされております。

西小学校地内へのコミュニティセンターの開設についてであります。今回は西小学校地内、幸い加茂市内には市民バスが整備されているため、市民バスを利用いただければ、下条コミュニティセンター

へは直通で行けますし、また須田地内に抜ける道として、五反田橋のほかにも平成22年に完成した加茂大橋がありますので、須田コミュニティセンターも随分近くになったのではないかと考えております。今後とも多くの皆様からコミュニティセンターを御利用いただければ幸いです。

以上でございます。

○16番(安武秀敏君) 駅は、そのまちの玄関口と言われておりますけれども、今月の三条市の議会の一般質問を見ましても、東三条駅周辺の整備状況について、また東光寺駅周辺の安全対策について、駐車場の拡幅や駅前開発、またJR保内駅西口設置について、このように三条市の議会で3人の人が駅について一般質問しています。三条は駅が5つ、6つあるのです。燕三条を入れると6つかな、燕市は7つの駅がある。加茂市は駅たった1つしかない。田上だって2つあるでしょう。たった1つの駅のエレベーターがどうしてつくられないかと、皆さんそう言っています。若宮中学にエレベーターつくって、駅にエレベーターどうしてないのだと、市民は怒っている人がいます。12月に質問したときは、東口側のほうでした。今度は西口の人から電話がありまして、要望している。奥さんが新潟に入院していて、毎日のように新潟へ通うけど、西口からの地下道が地獄だと、そういうふうに言っています。たった1つしかない駅に市長どうかエレベーターつけていただきたいと思っておりますけど、どうですか。

○市長(小池清彦君) 私も全く同感でございます。本当に必要だと思っております。あとは、先立つものと、そして手をつけていくものの順序の問題になるということでもあります。何にしろ、さっき申し上げましたお金が要るのです。全部で2億2,500万円以上の金を全部現ナマで、一発で出さなきゃならんものですから、今の加茂市の予算では直ちには無理です。一発で出せるだけの金がたまったとき、しかも第四平成園との絡みがありますし、一方において小中学校の耐震化をもっと早く進めろという御意見も非常に強いわけです。そういういろんな要望がいっぱいあるわけで、これは議会の問題でもあるのです。何でも市長にやらせれば金は無尽蔵にあるというようなものでないので、議会も一緒になって考えていただかなきゃならない問題なので、そういう中で金をためて、金がたまったところにつけると、そういうことでもあります。

○16番(安武秀敏君) 今月17日の日報を見ますと、10日ほど前です。エレベーター設置を、階段つらい、高齢者切実、JR新崎駅にエレベーター設置をしてもらいたいという住民の声が大きな記事になっている、17日です。JR白新線の新崎駅、新潟市北区を使う地元住民らがエレベーター設置を求めている。階段の上りおりに苦勞する高齢者がふえ、要望は切実だが、1日当たりの平均利用者は約2,770人と、国の整備方針の目安の3,000に届かないと。地元のコミュニティ協議会などは、住民アンケートを実施したり、駅前をライトアップしたりして、利用者掘り起こしに努めている。これは、駅にエレベーターがあれば、乗降客はふえるのです。エレベーターがないからほかの駅から乗りおりにしている。それで、3,000人にならないというような調査の結果になっています。新崎駅は、1995年に駅南口の宅地開発と連携し、事務所や改札口が2階にある橋上駅として建てかえた。階段は南口が55段、北口が39段ある。お年寄りを中心に上り下りが大変だという声が上がっている。習い事などで週に3回は新崎駅を利用するという地元の主婦78歳は、手すりをつかまりながらやっとの思いで上りおりにしている。もっと年をとれば足腰の負担を考えて駅を利用できなくなりそうだと話している。新潟市では、2014年に越後線内野駅がエレベーターつきの橋上駅にリニューアルしたほか、15年には信越線荻川駅にエレベーターが設置された。このように書いてあります。新崎駅の利用

状況を探るために、近隣の地区にアンケートをとった。それによると、新崎駅の不便に思う部分や利用しない理由とはという問いに、階段が長いので高齢者や子供が大変などの回答が目立った。自由記述では、駐車場が足りない、駅前が暗くて危険だなどの声もある。そういう問題を、アンケートをとって調べたのです。

このようにエレベーター設置の要望は強いのです。加茂だけじゃない、新潟市でも、どこでもそうだと思います、高齢者がふえておりますから。もちろん若者もけがをしたり何かすればエレベーターに乗らなきゃだめだ。この間私は矢代田駅へ行ってきたけど、ちょうど手押し車を押してエレベーターから橋上の廊下を通るおばあさんの姿を見ましたけど、加茂では手押し車なんて西口から乗れません。そのように大変高齢者は苦労しているのです。それわかるでしょう。それ12月に私が質問したのに、29年度の予算に百何十項目も方針出て、エレベーターのエの字も載っていないでしょう。今度は載せるわけですね、優先順位はわからなくても、来年度は。

○市長（小池清彦君） 私は、駅にエレベーターが必要であるということの思いは、安武議員に劣りません。全然劣りません。つくりたくてしょうがないです。しかしながら、きょうつくる金がないのだから、しょうがないです。様子を見てできるだけ早くつくるべきであると思っております。小中学校の冷房も新潟県で最初にやりました。これは、エレベーターも大事だが、駅の。これは大変大事です。だからやりました。駅のエレベーターもいずれやるべきだと思っております。あなた以上に強くそう思っております。

○16番（安武秀敏君） ことしの新年度の予算が日報に載ってしまして、3月の下越5市の予算が載ってしまして、五泉駅の中央連絡橋を整備すると。この前テレビで五泉駅が出ていました。火野正平がこころ旅というので、蒲鉄、五泉駅から自転車に乗って冬鳥越へ来たのです。冬鳥越の昔スキーに行ったのを投稿して火野正平が行ったのですけど、加茂と五泉、蒲鉄でつながれていましたが、五泉市は中央連絡橋があったのですけど、今度はそこを改造して中央連絡橋の一部を解体し、エレベーター等をつける工事に着手するほか、市道整備や消雪パイプの設置、駐車場、駐輪場を設けると。総合会館改修事業では、つり天井や床、エレベーターの改修も行うというふうに、駅だけでなく、ほかの会館にもエレベーターがあつてそれを改修する。今駅あるいは公の建物、飲食店だって、加茂市内東口にも西加茂にも飲食店エレベーターつけているところありますから、そのような時代です。座っていた時代から今度は椅子に座るような今時代になっているでしょう。エレベーターもそれは同じです。高齢者の福祉といいますか、そういうのでこれからエレベーターがない駅なんていうのは恥ずかしいです。

次に、今度はコミセンについて……。

○市長（小池清彦君） これは、JRも悪いし、国も悪い、もともと。何でJRが自分でつけないのですか、そんなの。JRは、何でも自分さっぱりやらずに（16番安武秀敏君「JRの悪口はやめてください」と呼ぶ）いいじゃないですか。だから、JRも大いに悪い。ちょっと聞いてください。（16番安武秀敏君「加茂市がやるかやらないか、それだけ」と呼ぶ）やる、やりますが、その前提として今答えているわけだ、聞きなさい。まず、JRがもっと金を出すべきである、一つは。もう一つは、国が何で金出さないか、いいですか。加茂市の小中学校の冷房には3億5,000万、3億5,000万のうち国が3分の2出してくれるようにこぎつけたのです。残りは全部起債なのです。それだけ優遇されているのです。何でエレベーターについて国は何にもしないのですか。だから、あなたは総理大臣に向かってわ

んわん言うべきなのだ。(16番安武秀敏君「市長が言われているだけでしょう」と呼ぶ)私のほうばかり見て、おまえは悪なり、俺は善なりではだめだって。(16番安武秀敏君「やりたいというのを向こうにあなた言わなきゃだめでしょう」と呼ぶ)だから、大いにやる。やりますが、国にもっと金を出してもらわなければならない。いいですか。国が出さなければ加茂市がやらざるを得ません。得ないけれども、2億幾らの金を丸々一発で出さなきゃいけないのです。そのために大変な苦労が必要なのだ。あなたはいいでしょう、無責任におまえ早くやれ、早くやれ、そう言っているだけなのだから。そうではなくて、そうやるためには国にも働きかけ、JRをもわんわん言うて、なるべく加茂市が少ない金でちゃんとできるように努力することも大事であるということをお願いしておるのであります。

○16番(安武秀敏君) 今度はコミセンでございます。エレベーターについては、よろしくお願いいたします。

先ほど各浴場のあるコミセンとゆきつばき荘の入館者、浴場利用者をお聞きしました。今西加茂の人は、下条コミセンに行ったり、中央コミセンに行ったりしている人がいっぱいいるのです。ところが、年をとってきて、下条のコミセンに行けなくなった。あと今度は、中央コミセンへ行っているけど、ゆきつばき荘に風呂に入って休むところ、たまり場、それをつくってほしいという要望があるのです。片一方は風呂があるけど、昼間たまり場がない、片一方は大郷町の集会所、部屋はあるけど風呂がない、そういうのです。今この数字を見てもわかると思いますけども、ゆきつばき荘に行っている人は少ないのです。みんな下条コミセンあるいは中央コミセンに行っている。ゆきつばき荘には、たまり場がないのだ。それ団体の利用者には貸します。団体の利用者じゃなくて、個人で行ってもテレビを見るところがないといいますか、そういうようなのを最低でもそういうたまり場的なゆきつばき荘にしてもらいたい。どこか部屋を休むところ、そういうのを、建て直ししなければだめです。あれ、雨漏りは有名になっています。雨漏りがしている。知らない、知っている人はあなた知らないのなんていうぐらい雨漏りが有名になっています。壁は剥がれてガムテープ張って押さえている。お金のないのはわかります。管理している人も市長に言いづらいのでしょう、お金がないのがわかるから。そういう最低でもたまり場をつくってください。

それからまた、たまり場が、部屋が狭くなればまたあれでしょうけど、もうあれ耐用年数過ぎていますから、そのようなゆきつばき荘人が行かない。半分以下でしょう。27年度も5年前の調べてみてください。ゆきつばき荘は人気がないというか、たまり場がない。交流の場じゃない。風呂へ入っても長居するのを避ける、それぐらいでしょう。そういうのはコミセンじゃありません。コミセンと同じように並べないでください。私はそういう意味で参考までにゆきつばき荘をお聞きしたのです。近場にはコミセンがないのです。

○議長(森山一理君) これにて安武秀敏君の一般質問は終了いたしました。

2時30分まで休憩いたします。

午後2時10分 休憩

午後2時30分 開議

○議長(森山一理君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

市長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○市長（小池清彦君） 先ほどの安武議員の御質問の関連でございますが、確かに毎年の予算編成方針の中に加茂駅のエレベーターがおまえは入れていないのではないかと、こういう御指摘がありました。まことにこれはうかつなことでございまして、私は本当に急いでやらなきゃならぬと思っていますので、それに関する文言を来年度の予算編成方針には入れなければならないと思っております。この点も私はしょっちゅううかつなことばかりやるものですが、だからうかつがわかればすぐ直しますが、大変それはうかつなことでありました。ちゃんと加茂駅のエレベーターは、これは極めて緊急性の高いものだと思っておりますので、入れるようにいたしたいと思っております。企画財政課よろしくお願ひします。（「えらい」と呼ぶ者あり）（拍手）ありがたい拍手ありがとうございました。

それから、そのゆきつばき荘であります。確かに御指摘のように普通のコミュニティセンターですと、風呂から上がると部屋が1つあって、そこでゆっくりされたり、そこでカラオケやったりされるのですが、ゆきつばき荘はそれがないのです。確かにホールはありますが、ないので、地積はいっぱいありますので、何かそこに別棟か建て増しみたいにして考える方法があるのかもしれないので、これは今あると思ひますという、自分もまだ検討してありませんので、そこまで断言はできませんが、コミセン的なところも別途つくることは検討する必要はあるのではないかなと、そう思っております。やるかどうか、いつやるかという問題はありますけれども、検討の必要はあるだろうと思っております。

以上でございます。

○議長（森山一理君） 一般質問、次。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（森山一理君） 7番、滝沢茂秋君。

〔7番 滝沢茂秋君 登壇〕

○7番（滝沢茂秋君） 皆様、お疲れさまでございます。7番、大志の会所属、滝沢茂秋です。これより平成29年加茂市議会6月定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

今回の私の質問は大きく2点、県の土砂災害危険箇所公表に対する今後の対応について、そして図書館の学習室及び旧生田屋の活用に関する事柄についてであります。通告の順に従って質問いたしますので、よろしくお願ひいたします。

では、最初の質問です。県の土砂災害危険箇所公表に対する今後の対応についてお伺ひいたします。5月25日、新潟県は加茂市内にある土砂災害の危険箇所について、ホームページ等を通じ公表済みの56カ所に加え、220カ所及び前回未公表の土石流30カ所を新たに公表いたしました。これについて、市長は5月25日付で談話を出され、今までの経緯と基礎調査の結果公表による影響、そして市としての考えを述べられております。この件につきましては、新聞やテレビなど多くのメディアでも取り上げられましたが、危険箇所指定されることによる甚大な影響を考えれば、私は市民の生命と財産を守る者としては、極めて妥当な内容であると思ひます。そして、この談話の中にある7によれば、市として公表された基礎調査の中身を点検し、妥当でない箇所はこれを指摘すると述べられ、それに対し知事は、基礎調査の中身を点検していただいて結構、妥当でない箇所が出てくれば結果を修正するとのことあります。そして、それを受け、談話内8において、加茂市が点検を行い、妥当でない箇所を指摘、修正を求めるとの方向を示されました。

そこで伺ひます。現在の調査状況及びこれからのスケジュールについてお聞かせください。特に梅雨

時期を迎えるに当たり、数年ごとにやってきている豪雨災害のことを考えると、一刻も早く調査を完了して、県と協議する必要があると思います。どうぞよろしくお願いいたします。

大きな質問 2 番目として、図書館の学習室及び生田屋の活用に関する事柄についてお伺いいたします。加茂市立図書館は、日ごろから生涯学習のための中核的施設として、地域住民の多様な学習ニーズに対応できるよう、学習機会や情報の提供及び設備、図書資料、視聴覚資料等の整備充実に努めており、年間入館者数は10万5,000人、これは平成27年度の数字であります。を超える加茂市の重要施設となっております。今回は、この施設についてお伺いいたします。中でも、特に私が質問及び提案したい事柄は、2階に設けられている学習室に関するものであります。学習室には6人がけのテーブルが10台、2人がけのテーブルが3台、個人ブース型机が9台あります。特に個人ブース型机は、仕切りがあり、集中して学習する環境によいというので、人気が高く、中学生、高校生など学生が定期テストの時期や受験時期に大いに利用しているとのこと。しかしながら、9台という限られた台数ゆえに、利用できないという声が聞こえております。そもそも図書館は、図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設であり、そのサービスに多様な学習機会の提供を掲げるものの、単に学習する場所を提供するという事柄は含まれておりません。しかし、加茂市の図書館のように、学習室を閲覧コーナーや休憩コーナーとは別に備えている施設においては、学習環境の提供もその役割の一つであると考えます。

そこで幾つか提案をさせていただきたいと思います。一つは、図書館の学習室自体の学習環境のさらなる充実であります。これには幾つかのパターンが考えられます。①、現在の個人ブース型机を増設して利用したいと考える方々の要望に応える。②、複数人数のテーブルに卓上の仕切り板を設け、個々に学習しやすい環境をつくる。③、仕切り板を取り外しできるものにして、定期テストや受験時期の土日などに限り設置する。なお、仕切り板については、加茂市の地場産業である木工業の方々に依頼することで、個人ブース型机を設置するよりも大幅に費用が縮小できます。④、図書館内の視聴覚室などほかの部屋を③と同様に定期テストや受験の時期の土日などに限って、テーブルを設置して学習室にする。また、学習室は、図書館に限らず、ほかの施設に設置することも考えられます。実際の例として、愛知県一宮市では、公共施設を活用しており、中学生、高校生のためにテスト期間中の土曜日と日曜日、開催月は5月、6月、10月、11月、1月、2月であります。会議室等を学習室として開放しております。

加茂市においては、①、公民館の一室をテスト期間限定で学習室とする。②、文化会館の旧レストランスペースを学習室としてテスト期間限定で開放する。③、市内のコミュニティセンターに期間限定で設置する等が考えられます。加茂市内の中学生及び高校生の年齢に該当する12から17歳の人口は、平成29年5月31日現在で1,463名であります。もちろん全てが図書館で学習するわけではありませんが、一般の方も含め、学習室を利用する方々によりよい環境を提供する施策として、一考いただければと思います。この件につきましての見解をお聞かせください。

次に、学習室の設置に関連して、今後の旧生田屋の施設利用についてお伺いいたします。市長は、この建物にかかわる質問に対し、加茂市における最高の民家であり、加茂の町並み、加茂の歴史、文化の上から極めて貴重な建物である。この建物がある新町雁木通り商店街振興組合のまちづくりコンセプト

は、小京都加茂市の歴史と文化を生かしたまちを基本としており、そのことからこの建物の存在意義は高いとの考えを示しております。また、今後この建物を使うことがあれば、この建物にふさわしい格調の高い使い方をしていくことが肝要と考えている。例えば中学校の茶道部の茶会などがこの建物にふさわしいのではないかと考えているとのことでもあります。

そこで、私はこの旧生田屋において、小京都加茂にふさわしい文化や芸術の拠点として、さまざまな活動を行うほか、さきに提案した学習室の設置により、学びの場を提供されてはいかがかと思います。加茂市らしい新しいコンセプトのコミュニティセンター、いわゆる生涯学習施設のようなものでありますが、としての活用につきまして、その見解を伺います。

以上で私の壇上からの質問を終了いたします。なお、再質問につきましては、自席にて行わせていただきます。ありがとうございました。

○市長（小池清彦君） 御答弁申し上げます。座って失礼させていただきます。

初めに、県の土砂災害危険箇所公表に対する今後の対応についてであります。御質問の現在の調査状況及びこれからのスケジュールについてであります。いろんな経緯については、省略させていただきます、当初にお配りもいたしましたし。急傾斜地、土石流、地すべりとは、現地調査する観点がそれぞれ異なりますので、今これからお答えするのは現在加茂市が独自に調査して、妥当でないところは指摘するというので、調査に入っていますので、どの辺まで調査が進んだかと、こういうお答えであります。

急傾斜地、土石流、地すべりとは、現地調査する観点がそれぞれ異なりますので、まずは今回公表された急傾斜地 109カ所を対象に現地調査のための図面や体制を整えて、6月5日から現地調査を行っております。6月16日現在で急傾斜地97カ所の現地での調査を終えております。引き続き残りの急傾斜地、それから今回の土石流107カ所、地すべり4カ所の現地調査を行ってまいりたいと思います。これから暑い時期に向かうことや天候などを考えますと、現地調査にあと3カ月程度を要するのではないかと思います。現地での調査を終えましたら、前回の土石流30カ所を含め点検し、今回の220カ所を合わせて合計250カ所について、指摘、修正箇所などを図面に明示する作業を行いまして、取りまとめまして、加茂市案の作成は年内の完了を目標にいたしたいと考えております。

以上が、事務方が書いた答弁でございますが、私はこんな膨大な箇所について、250カ所について市の職員に余り無理はさせられないと思っております。猛暑の時期は避けなければならないと思っております。したがって、事務方の諸官の心意気はありがたいことではございますが、年内完了はあくまでも目標であって、それよりおくれてもやむを得ないと考えております。記者会見では、いつごろまでに終わるのだと質問がありましたので、一応年内を目標にするというふうに答えましたが、あくまでもそれは目安であり、目標だというふうに記者会見でも言ったところであります。それまでに完了すればそれにこしたことはありませんが、市の職員の中でそのために体を悪くしたり、そういう人が出ないように猛暑は避けながらやるようにいたしたいと思っております。

次に、図書館における学生の勉強スペースについてであります。最初に申し上げますが、滝沢議員のアイデアはまことに御立派なアイデアであって、私はそれを全く否定するものではありませんので、そういう前提での答弁になりますので、お含みおきをいただきたいと思います。お考えは、非常にアイデアに満ちた立派なものだと思っております。そういう前提でお答えいたします。

議員御指摘のとおり公共図書館に設置されている座席は、学校図書館や専門図書館とは本質的に異なり、幅広い年齢の利用者の皆さんが図書館の資料を使って調べものをしたり、学習するためのものがあります。戦後の我が国における公共図書館発展の歴史は、諸外国には見られない学生の勉強部屋としてのイメージからの脱却とともにあったと言っても過言ではありません。これはそういうことなのです。しかしながら、加茂市立図書館では、国の将来を担う学生たちが集中して勉強に励むことにより、やがて深い知識を持つ社会人に成長することを願い、夏休みの臨時開館など可能な限りの協力をしているところでもあります。夏休みの臨時開館も初めなかったのですが、そういうことも逐次行って範囲を広くしてきているわけでもあります。

さて、現在の学習室の状況につきましては、70席分の机席に加えて、個人ブース型机が9席ありまして、学生の試験前には1階にある閲覧室65席についても学習室同様に利用してもらっているところでもあります。これらを合計すると144席となり、近隣である三条市立図書館の139席、三条の市立図書館は、個人ブース型机は車椅子専用だけであって、一般用がありません。この三条市立図書館の139席や見附市図書館の106席、このうち個人ブース型机が10席ありますが、と比較しても決して少ないものではございません。さらに、平成28年に開館した新発田市立図書館の240席うち個人ブース型机が10席あると。この240席には及ばないものの、平成26年開館の南魚沼市図書館の128席、ここには個人ブース型の机がありません。この南魚沼市図書館の128席をしのぐものとなっております。

次に、混雑時における視聴覚室の使用についてであります。視聴覚室は映写会が可能な構造になっております。扉を閉めると密室となり、管理の目が行き届かない状態となってしまうため、学習室の補助的な用途には適さないものであります。御提案いただきました個人ブース型機の増設と机の仕切り板の設置につきましては、貴重な御意見として承らせていただきたいと存じます。また、他の施設の使用についてであります。勉強は本来各自が自宅で行うものであります。したがって、公共施設を学生の勉強部屋とすることは、むしろ望ましくないものと考えております。

次に、学習室の設置に関連して、今後の旧生田屋の施設利用についてであります。旧生田屋さんの建物は、旧石井邸で加茂市における最高の民家であり、加茂の町並み、加茂の歴史、文化の上から極めて貴重な建物であります。この貴重な歴史的、文化的、景観的建物が町通りの道路拡幅事業により取り壊されることは、北越の小京都加茂の多大なる損失にほかなりません。この貴重な建物を保存することが加茂市にとって最も大切なことでもあります。このため建物は無料で寄附を受け、土地だけを購入いたしましたものであります。この貴重な建物を加茂市の文化財として保存することが最も重要であります。このことから、本年2月市文化財調査審議会にお諮りし、3月2日に定例教育委員会において加茂市の文化財として指定いたしましたものであります。この建物の利用につきましては、いろいろあろうかと思いますが、小京都加茂市にふさわしい格調の高い使い方をすべきだと考えているところでもあります。

1つの例として、中学校の茶道部の茶会を開いてはどうかと申し上げましたが、今後の利用、活用方法については、時間をかけてよく検討するのがよいのではないかと考えております。議員御提案のような使い方は、慎重な検討が必要と思います。すなわち旧生田屋さんの建物に勉強部屋をつくるという、その使い方ではありますが、慎重な検討が必要と思います。例えて言うならば、名古屋城や熊本城や豪農の館を学習室に利用するようなものかと思っております。それで、このとこなんです、御提案いただきま

した個人ブース型機の増設と机の仕切り板の設置につきましては、貴重な御意見として承らせていただきたいと存じますというくだりであります。ここは私もよく担当諸官と検討してみました。まず私が言ったのは、もっと個人型ブースふやせないかと、そうすると個人型ブースをふやすと、1つの机が個人型ブースでないものは、椅子が6つ置いてあるのです。6人がけになっているその机があれ全部で10台あるのです。そうすると、私が言ったのはこの6人がけの机のところに個人型ブースをうまくつくっていけないのかと言ったのですが、それやると収容人員がどんどん減っていくというのです。個人型ブースをつくと6人がけの机は減っていっちゃって、個人型ブースでふえる人員を上回ってしまうということであまりありませんと担当は言うのです。そこで、もう一つの議員御提案の1つの机にこういう四角の仕切りを机の上に置いて、ここに4人かけてやるというのを考えてみたのですが、考えてみますと、あの6人がけには片一方に3人かけて、向かい側に3人かけるのです。真ん中には座らないというのです。だから、6人がけの机は実質4人で使っているというのです。それだったら広々と使ったらどうだと、そこにわざわざ間仕切りなんか置く必要ないじゃないかと、間仕切り置いてわざわざ相手方が見えないようにしてやると、ひとつそれでぐあいが悪いのは、私は光線の関係で、それでやると1人分ずつにスタンド的なものをつけないと、間仕切りの上のほうにライトをつけてもいいですが、それで照らさないと天井からの光がある席は遮られちゃって暗くなってしまふんじゃないかと思うんです。それよりはそれなしにして、1つの机に4人非常に余裕を持って座ってやったほうが広々としていいんじゃないかなと。向かい側に人がいるから頭の中に入らないなんていう人は、将来市議員には当選できないんじゃないでしょうか。何を言わんとしているか、その程度の心臓ではちょっと余り勉強も進まないんじゃないかなという感じがしないではないのですが、むしろ広々と向こうに誰がいようと、あれだけの机を4人で独占して広々とやったほうが、そして窓の外なども眺めながらやったほうがいいんじゃないかなという感じはいたしました。

だから、ただ単に貴重な御意見として承らせていただきますと言って逃げているのじゃなくて、検討してみたのですが、やっぱりどうも今のままが一番いいみたいだという、とりあえずの結論に達したところであります。ただ、今たまたま達しただけでありますので、またいろいろ御意見を頂戴したいと思っております。

とりあえず以上でございます。

○7番（滝沢茂秋君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、再質問に移らせていただきたいと思います。土砂災害警戒区域についてであります。今回県のほうが5月25日に公表されたわけですが、公表されるというところと指定されるというところ、市長の今回こうやって談話も出されたわけですが、何よりもその違いが一番お訴えになりたいところ、少し要点だけ教えてください。

○市長（小池清彦君） 公表する内容と指定する内容は全く同じなのです。同じなので、泉田前知事さんはまず調査結果の公表の段階で市町村長の同意を得ると、これはまことにごもっともな話なのです。それを今度の知事さんは、いや、市町村長に相談せいと書いていないから、いきなりやっただ。これはちょっと乱暴な話なので、市町村長の意見をよく聞いてやるという公約とは全く180度違うものなのでございます。これが一つ。

それから、調査結果の公表としては、全く違うのです。単に調査結果を公表しただけでは、何の制約

もそこにいる住民は受けないのです。そこで、これは例えば京都の寺院とか、これには大事なことなので、土砂災害特別警戒区域に指定されてしまいますと、京都にはそういう崖っぶちのお寺なんかいっぱいあるわけです。崖っぶち側を全部壁にしなきゃならなくなっちゃって、景観も悪くなりますし、京都がめちゃくちゃになるわけです。それで、小京都加茂も同じことなので、崖っぶちのお寺様いっぱいあるわけです。とりあえずは大昌寺様もそうだし、耕泰寺様もそうだし、本量寺様もそうなのです。これは、崖っぶちにあるなんていうことは、みんなが知っていることで、御本人たちが一番よく知っていることなのです。にもかかわらず、崖っぶちにお寺を置いておられるわけなので、重々よくわかっておられますので、大雨が降って危ないというときには、それに近いお寺の中の場所からは遠い場所に移るとか、いろいろされるわけでごさいます、それで十分だと思うのです。

もう一つは、ずばり山重さんでございます。それで、この間NHKの松本解説委員が私のところまでわざわざおいでになられまして、2日時間かけられました。おまえさん一体どういう意見なのだと、それで詳しく御説明申し上げました。そこで山重さんに大変興味を持たれて、山重さんへ行かれて、その日は、私は同行できなかったのですけれども、山重さんへ行かれて1時間ぐらいおられたみたいで、写真全部一人で写真をお撮りになって、それをこの間の時論公論で随分山重さんの写真を公開されましたけれども、あの山側の景観が山重さんの売り物なのです。ところが、もし建てかえるときになると、全部山側は壁にしなきゃならなくなるのです。それで大変なことになって、山重さんの山重さんたるゆえんがなくなっちゃってしまっ、御商売に甚大な影響が出てくるわけです。そこで、松本解説委員も大変興味を持たれて、山重さんに1時間いて、十分写真を撮っていかれて、それを公表されましたが、あれも土砂災害特別警戒区域に当たるところだよというその公表だけでいいのです。それをわざわざ土砂災害特別警戒区域に指定する必要はないのです。そこは大事なことなのです。

それに対して、この間その話を私が米山知事にしましたら、米山知事さんはどうも法匪みたいところがあって、いや、公表したらすぐ指定するのだと。指定については、市町村長の意見だけ聞けばいいので、何も同意を得る必要はないのだなんて言って、あれは何かこの人本性をあらわしたかななんて思わぬではなかったですが、まだわかりません。これからあの人といろいろやってみなければ本性がどういところにあるかわかりませんが、この間の対応では、とにかく法律で決まったことはやるのだということです。欠陥のある法も法なりと、悪法も法なりと、我はソクラテスなりみたいな感じですが。それはやっぱり欠陥のある法律であれば、その運用を上手にして、不幸な人が出ないようにしなければいけないと思うのでございます。そういうふうには感じました。

○7番(滝沢茂秋君) そうしますと、今回の危険箇所についての調査については、公表するにとどめて、該当住民の方が特別警戒区域もしくは土砂災害の警戒区域であるということ自体を理解しているということは大切であると。それに限るといふところになりますか。

○市長(小池清彦君) 一番いいやり方は、基礎調査の結果は公表して、ただしそれにはやっぱり加茂市の指摘はそのままこれは妥当でないという指摘は受けていただかないと困りますが、特に土石流については、問題にならないくらい広い範囲にしているから、あんなのはだめだと思うのですが、とにかく加茂市との合意のもとに土砂災害警戒区域並びに特別警戒区域にこれは当たるよということを公表して、そしてその中で、いや私のうちを指定してくれという方がおられたら、そこを指定したらいいと思うのです。そうでない方は、指定しないでおいたらいいと思うのです。ここは、本来土砂災害警戒区域ある

いは土砂災害特別警戒区域があなたのうちは当たるのですよということを理解しておいていただければそれで十分でございます。私はそう思います。

○7番（滝沢茂秋君） そうしますと、談話内において、警戒区域の住民に周知させなければいけないという点については、事実上基礎調査結果が公表されたときに始まるとされていていらっしゃいますが、それはじゃ加茂市の調査が終わり、県との話し合いの末、結果として公表に足ると、公表されるべきというところが確定してからその説明会を行うということになりますか。

○市長（小池清彦君） もう県はやっちゃったですから、公表しちゃったんで、そういう前提のもとに、今度は加茂市が指摘して、県もなるほどだと思ってそれを修正したら、修正結果を発表すると。そして、そこでとどめるのがいいのじゃないかと。その中で、今度はそこに当たっている人がいや、私のうちを特別警戒区域に指定してくれと言ったら指定してさしあげたらいいのじゃないかと思うのです、県が。それを頼みもしないのに頭ごなしに全部指定して、はい、山重さん、あなたのお宅も特別警戒区域ですよと、今度家を建てかえられるときは、全部山側を壁にしないとだめですよというのは、ちょっと私は行き過ぎだと。法の運用を誤るものであると。お寺様についても同じことが言えると思いますし、ほかの個人のお宅であっても、せっかく山側の景観を楽しんでおられるお宅なのに、あなたのところは全部壁にしないとだめだよとまで言う必要はない。あとは本人がよくわきまえられていければそれでいいと。本人がやっぱり危ないから全部壁にしますよと、だから補助金余りたくさんの補助金でもありませんけど、補助金下さいと、だから指定してくださいと、こう言うのならそれは指定してそのうちのところを指定してさしあげたらいいだろうと、そういう運用が一番いいのじゃないかと私は思うわけでありませぬ。

○7番（滝沢茂秋君） 公表がされた後になりますけれども、そうしますと、公表された後にその該当する住民に周知というところで、周知の必要な内容としては円滑な避難体制であったり、避難経路であったり、そういったところも必要になってくると思うのですが、それも含めて周知をされるということではよろしいですか。

○市長（小池清彦君） そんなことありません。余り面倒くさいことをやると、さっぱり進みませんから、専らあなたのところは警戒区域に当たりますよ、あるいは特別警戒区域に当たりますよ、それだけです。そこであと私が松本解説委員にも答えたのですが、松本解説委員がおっしゃったのは、指定しないと加茂市の対応ができないのじゃないかということをおっしゃったのですが、私はそうではありませんと。その場合、加茂市は指定を受けると市がしなければならぬ作業というのが法律で決まっているのです。それは指定されなくても全部やりますというふうに私はお答えしましたし、そのつもりであります。だから、指定されたと思って加茂市はこの対応策をとっていくということでもあります。

そこで、したがって切り離す。まずは、あなたのところはこれに当たりますよ、これをちゃんと伝える。これは、県の伝え方はなかなかいい伝え方でした、中身は別として。そのこのところのそういう地図でも何でも広い範囲の図面を個々に渡したのです。全部コンサルタントに配らせたのです。そして、そのうちを赤く塗ったのです。だから、ここであなたのうちはここへ入っていますよと。あれは非常に一目瞭然よくわかるやり方だったと評価をしておりますが、あとその次の段階として、今度は加茂市がいろいろ対応策をとるわけです。それは別途対応策をとると、その対応策について一軒一軒のうちに知らせるべきは知らせるということでもあります。問題は、余り避難経路じゃないのです。住民の人たち

は、どう逃げるかなんていうのは、自分とこのうちからどういう逃げ道があるかなんて、自分たちが一番よく知っているのです。わざわざ加茂市から教えてもらわなければできないなんていうものじゃないので、もう細い道までみんな知っているわけですから、それはどういう経路を通過して逃げるなんていうのは、個人個人に任せておけばいいのですが、しかしながら、加茂市としては法律で決められたことはちゃんとやるということでもあります。

○7番（滝沢茂秋君） そうしますと、今回現段階で県が公表している危険箇所の中に、加茂市の避難所になっている場所が数カ所入っていると思うのですが、それについてはどのようにお考えですか。

○市長（小池清彦君） お寺様になっていけば、それは、お寺様は急傾斜地のところにあるお寺様が多いですから、それはなるでしょう。余り学校なんかは入っていないのじゃないかな、葵中はどうですか、土石流を南小はたしか土石流はかぶったのでないかな、その土石流がとんでもない土石流なのです。ちゃんと耕泰寺様のほうから出てくる土石流じゃないのです。途中の御嶽山のあたりから出てくるわずかな土石流が南小までのみ込むというのです。ひどいものなのです、土石流の範囲は。全然出てくる土量を考えないのです。大体が1,000立方メートルから2,000立方メートル程度のものだ、全部。1,000立方メートルなんていったら、10メートル、10メートル、10メートル角の立方体にすぎないのです。2,000立方メートルなんていったところで、12、3メートル角ぐらいのものなのです。そんなのが傾斜角2度になるまで60度の範囲で全部流れていくなんていう、そんな想定でつくってあるから、中身がとんでもないことになっておって、あれは御嶽山神社のあたりじゃないですか。あの辺から出てきているわずかな土石流が南小までのみ込むとか、県は改めましたが、御廟沢のわずかな谷から出てくる土石流が長瀬神社の半分までのみ込むなんてひどいものだったのですが、そこはちょっと改めましたが、県が。それでも西光寺までのみ込むなんていう荒唐無稽もいとこなのです。そういうのに避難場所は入っているでしょう、土石流のほうには。ただ、急傾斜地のほうには入り入っていないのじゃないでしょうか。

○7番（滝沢茂秋君） 私が個人的に県のホームページを見て確認したところによりますと、7カ所ございまして、七谷中学校、七谷コミュニティセンター、宝が丘保育園、本量寺保育園、加茂南小学校、加茂農林高校、加茂保育園、以上の7つになっています。その中で、特別警戒区域にその敷地もしくは施設が入っているというのが七谷中学校と本量寺保育園になっております。そこについては、早急な調査が必要かと思うのですが、いかがですか。

○市長（小池清彦君） 調査もへったくれもないのです。県は、頑固に国の決めたやり方でやるとこうなるのだと、その一点張りなのです。それと、建築物は一切考慮しないという考え方なのです。だから、七谷中学校が幾ら小中学校は堅固な建物であっても、そういうのは考慮しないと。あるいは土石流が流れていくに当たって、そこに住宅の密集地であっても、住宅の密集地ならどこかで泥は手前でとまります。それは考慮しないと。ところが、国の決めたものはまことによくできていまして、とにかく1,000立方メートル、まずどんな谷でも、どんな少しか土石流が出なくても、必ず1,000立方メートルと計算しなさいと、それはわかります。いざというときに、大雨が降ったときに1,000立米までは出ると、国のその前提はいいです。もう一つは、やっぱり2度までいきなさいと、こういうことなのですが、それも条件がついておって、現実の地形を見なさいと、そこに現実の地形から見てそこまでいかないということだったら、それはやめなさいと。それから、国がまず机上、机の上でやりなさい

と。その後現地を見て決めなさいと、ちゃんと書いてあるのです。県は、それを完全に無視してやっているのです。だから、今おっしゃった七谷中学校について、ああ、そうかなと我々は言うしかありません。七谷中学校へ逃げるななんて言えません。あれは後ろの山の崖のことを考えているのです。だからといって、どうでしょう、宝が丘に至っては、あれ西光寺です。みんなが笑っています。あんな丘の上にある建物を御廟沢の上に立派な砂防ダムがあるのですが、砂防ダムじゃないのです。砂防ダムの下のほうからちょぼちょぼ出てくる土石流が丘の上の、この間の案では長瀬神社までのみ込むと、冗談じゃないよと、そうしたら西光寺はまだのみ込むことになっているのです。絶対西光寺なんかのみ込まないです。だから、こういうふうに決まっているから、西光寺へ逃げるなど言えるかと。ただ、西光寺については、そっちからの土石流ではなくて、確かに西光寺の裏の山がずっと山の上まであるのです。それについては、実は前から三条土木のほうと私のほうで、これどうしたものかなと、この山ということは、お互い言い合ってきたとこなのです。そこはどう考えるのかなということはあると思いますが、ケース・バイ・ケースでやっぱり見て決めなければならないが、ケース・バイ・ケースで我々なりによく見なきゃならぬということだと思っております。

○7番（滝沢茂秋君） 確かにケース・バイ・ケースというのは理解できるのですが、こと避難所の問題については、特に特別警戒区域、市長がおっしゃっている今のところの土石流のここは荒唐無稽だろうという範囲がもしあるようであれば、それは市としてやはり指摘はしていく必要があると思いますが、今回特別警戒区域に入っている避難所については、やはりそれは配慮する必要があると思います。そのあたりはお願いします。

○市長（小池清彦君） これは、こんなとこで言われなくてもわかっていることなのです。現場を見て決めることなのです。七谷中学校が、あそこが果たして避難所でないとふだん言えるかと、あの山が崩れるかと、これは別の面で確かに熊撃ちの梅田さんは、七谷小中学校の裏の山は熊が出るから、先生も生徒も早く下校したほうがいなんて言っていました。それはありますが、土石流が七谷中学校を襲うことになっているから七谷中学校へ逃げてはいけませんと言えるのかどうか、大変難しいです、これは。どういものでしょう。

○7番（滝沢茂秋君） 土砂災害警戒区域また特別警戒区域については、やはりそこから避難をするというのが大前提になっているようですので、それについてはぜひ御配慮いただいて、この避難所の問題は本当にこれからまた梅雨時にもなりますので、今回県と検討する部分もありますが、それとは別で早目にその調査をしていただきたいと。

次の質問に移ります。

○市長（小池清彦君） これでいきますと、七谷は逃げるところがないということになるのです。七谷は避難所がない、そういうことになるのです。じゃ、どこに逃げたらいいのだと、七谷は。どこも逃げるところがない、そのまま死ぬと、こういうことです。それはおかしいです、あれは。それは、市役所に調査せいななんて言われても、県がそう言っている、調査できない、要するにケース・バイ・ケースだと。七谷中学校の裏山が崩れるくらい今まで降ったこともないような大雨が降ったときは、どうするかというようなことにしかならない。地震でもってあの山が崩れてくるという事態においては、そんなときはまだ避難していないですから、避難の問題にはならない。その程度の答弁にしかありません。

○7番（滝沢茂秋君） 私常々申し上げておりますように、災害も二つ、水害の場合と震災の場合と、避

難所は本来分けて考えるべきではないかなと思っておりますので、それについては例えば今市長が言った中で異論のないところもあります。ただ、ことこの問題については、やはり早急な対応が必要ではないかと思えます。

次の質問に移ります。

○市長（小池清彦君） 早急の検討が必要だからやれというのは簡単な話なのです。私のほうでわかりましたというふうになかなか答えられないです、それは。だって、七谷じゅう逃げるとこないのだから、はい、わかりましたと答えようがないです。私が請け負ったのに、いや、おまえが請け負ったばかりにどうかなったなんて言われちゃいますから、これどうしようもないのです。ただ、一つ言えることは、広島は災害とは別だということなのです。あんな宅地造成をしたあんなところを見て、全国判断されては困るということなのです。あるいは私どもの姉妹都市の伊豆大島、これはすごいものです。だって、全島砂地なのだから、火山灰と称する砂地、その上にわずかに腐植土が載っているだけなのだから、そういうところと別なのです。したがって、早急な対応は必要であると言って、おっしゃるほうは楽ですが、私のほうはわかりましたとなかなか答えられないものであると、これはそういうことであります。

○7番（滝沢茂秋君） この問題は、引き続きほかにも質問されていらっしゃる方がいますので、そちらに譲りたいと思えます。

2つ目の質問の中で、確かに図書館の中の仕切り云々というのは、現実的にはなかなか設置しているところもないですから、難しいところもあるのですが、実態としてそれを設置するというのが私もこれ利のないことではないと、利のあることだと思っております。そして、旧生田屋さんの文化的な生涯学習施設のような活用の方法、これは今回、私、三条市の丸井今井邸を少し参考にさせていただきました。あそこは、国の有形文化財であります、現在生涯学習センターとして三条市が運営しております。年間に6,000人ほどの利用者もいらっしゃいますし、大いに町なかで文化的な発信拠点として活用されております。ああいった形で、恐らく市長がおっしゃっているところ、生田屋さんの価値というのは、中の施設のすばらしさというのがありますから、丸井今井邸と同様、中の施設の御活用ということを確認にあるということで意味があるというのわかるのですが、ぜひ中のほうの利用ということを考えていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○市長（小池清彦君） 今大変いい御発言いただきましたので、丸井今井邸がどんなふうに使われているか、それもよく調べて参考にしたいと思っております。ただ、参考にするというだけしか申し上げられないので、あのときああ言ったからこうせいと言われると困るのですが、よく調べてみたいと思っております。

○7番（滝沢茂秋君） そう言っていただけると、あそこの施設は、以前は指定管理だったのですけれども、現在は市の直轄の運営で、また中にあるは恐らく三条マルシェの事務局だと思うんですが、入っております、そちらが半分は管理をしているような状況です。常態化して学習センターとなれば、やはり管理人なり、施設管理を誰かがしなければいけないということになると思うのですが、実際私この生田屋さん、今回の活用方法は一つ提案させていただきましたが、どうしても財源の問題が出てくると思うのです。そういうところで、現在上町コミュニティセンターにある市民サービスセンターを西側はこちらがありますから、上条のほうに移してもよろしいのではないかなと思っております、市民サービスセンターを生田屋さんのところに設置するという事は、余り考えていらっしゃらないですか。

○市長（小池清彦君） これもよく検討しなければなりませんので、一概にだめだとか、はい、そうしますとか、今の段階では言えませんが、一応今日の私の感じとしては、あそこは市民サービスセンターにはそぐわないのじゃないかなとは思いますが、ちょっと検討してみなけりゃわからないとは思いますが。

○7番（滝沢茂秋君） ここからはもう完全に私の持論になってしまいますので、上町のコミュニティセンター、先ほどの一般質問でもありましたが、施設相当な数の方が利用されていらっしゃる。市民ギャラリーもございますし、ああいったものはむしろ生田屋さんの和の建物の中で常設していただいたりしても、これはまた結構ではないかなと思っておりますし、そもそもが上町コミュニティセンター自体がNTTさんからやっぱりお借りしているのです。これがコミュニティセンターとしての建物の借り賃、賃借料が671万円、市民サービスセンターとして151万円、これは両方とも27年度の決算の数字ですが、合計で822万8,497円が家賃としてお支払いをNTTにされていると。これが、中央コミュニティセンターがすぐ近くにありますので、コミュニティセンターとしては、機能は中央コミュニティセンターと、そして加茂市が所有している生田屋の建物を生涯学習施設またはコミュニティセンターのような活用をして、そちらに充てることによって、その家賃が要らないと。また、上町の方があそこの施設がないと困るということであれば、今紙すき場になっていますが、旧協栄信用組合の2階、3階にも部屋がありますので、あちらを例えば集会所として活用するというのも検討できるのではないかと思っております。

時間になりましたので。

○市長（小池清彦君） ああいう上町コミュニティセンターのようなあれを生田屋さんでやれということには、私は明確に反対であると申し上げざるを得ません。600万やそこらの金をけちる必要はない。あそこは随分重要な使い方されていますので、すごくいいです。市民ギャラリーもありますし、あそこに市の分館もあるし、あれを生田屋さんの中を市の分館にするわけにいかないです。さらに、あそこだけ月曜日休館でないのです。それで、将棋や碁がやりたくてしょうがない人は何とかしてくれと言われて、あそこ月曜休館でなくして、あそこへ行って将棋や碁をやっておられますので、それだけでなくて、随分あそこも利用されておりますので、上町コミュニティセンターは非常に重要な使い方をされておると私は思っております。

○7番（滝沢茂秋君） 今市長がおっしゃったような利用方法をむしろ生田屋さんで囲碁ですとか、将棋はふさわしいような気がいたします。また、この件につきましては、改めて御提案させていただきたいと思っております。

終わります。ありがとうございました。

○議長（森山一理君） これにて滝沢茂秋君の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこれにてとどめ、明27日午前9時30分から一般質問を続行したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後3時33分 延会